

令和 8 年度雫石町一般廃棄物処理実施計画

第 1 章 基本的事項

1 策定の主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ一般廃棄物の適正な処理を行うため、平成 30 年 3 月に策定した「雫石町一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成 30 年度から令和 9 年度）」の令和 8 年度における一般廃棄物の排出状況、処理主体、収集計画、中間処理及び最終処分計画を定める。

2 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 一般廃棄物の処理主体

本町の行政区域内から発生する一般廃棄物の処理主体は、次のとおりとする。

区分		処理区分		
		収集・運搬	中間処理	最終処分
ごみ	家庭系ごみ	雫石町（委託業者） 排出者又は滝沢・雫石 環境組合の許可業者	滝沢・雫石環境組合	滝沢・雫石環境組合
	事業系ごみ	排出者又は滝沢・雫石 環境組合の許可業者		
	犬・猫等の死骸	雫石町（委託業者）※1 排出者		
し尿・浄化槽汚泥		盛岡地区衛生処理組合 の許可業者	盛岡地区衛生処理組合	盛岡地区衛生処理組合

※1 飼い主不明の路上等の死骸に限る

4 一般廃棄物の処理施設

本町の行政区域内から発生する一般廃棄物を処理する施設は、次のとおりとする。

(1) ごみ処理施設

施設の種類	施設名	管理主体	処理形態・処理能力等
ごみ処理施設	滝沢清掃センター	滝沢・雫石環境組合	処理形態 シャフト式ガス化直接熔融炉 処理能力 100 t / 日 (50 t / 日 × 2 炉)
粗 大 ご み 処 理 施 設			処理形態 破砕処理 処理能力 8 t / 日

資源化処理施設	雫石リサイクルセンター	滝沢・雫石環境組合	処理形態 手選別処理・機械選別処理・圧縮処理 処理能力 8t/日
最終処分場	滝沢最終処分場		処理形態 管理型(セルアント・サント・イチ式) 埋立面積 10,500 m ³ 埋立容量 56,674 m ³ 残余容量 22,791 m ³
バイオマス施設	(株)バイオマスパワー しずくいし小岩井事業所	(株)バイオマスパワー しずくいし	処理形態 メタン発酵によるバイオマス発電 処理能力 51.95t/日

(2) し尿処理施設

施設の種類	施設名	管理主体	処理形態・処理能力等
し尿処理施設	滝沢処理センター (第1処理棟)	盛岡地区衛生 処理組合	処理形態 標準脱窒素処理・高度処理 処理能力 水処理 100 kℓ/日(し尿 70 kℓ/日・浄化槽汚泥 30 kℓ/日)
	滝沢処理センター (第2処理棟)		処理形態 膜分離高負荷脱窒素処理 処理能力 水処理 70 kℓ/日(し尿 50 kℓ/日・浄化槽汚泥 20 kℓ/日)
汚泥再生 処理設備			処理形態 油温減圧乾燥処理方式 処理能力 170 kℓ/日

5 一般廃棄物の排出抑制と適正処理

ごみの減量化と資源化を進めるため、「ごみと資源の分け方・出し方カレンダー」を世帯配布してごみの分別徹底とリサイクル意識の向上を図るとともに、事業系廃棄物の排出抑制に向けた周知、関連イベント開催時における啓発、生ごみ処理機の購入に対する補助制度の再開等させるほか、令和7年度に実施した「ごみ質組成分析調査」の結果を通じて、ごみ減量化に向けた施策の検討をさらに進めます。

このほか、雫石町一般廃棄物処理基本計画に掲げる町・町民・事業者の役割をそれぞれが担うとともに、3Rによる循環型社会の形成に向けて、滝沢・雫石環境組合及び盛岡地区衛生処理組合と連携し適正処理を行います。

第2章 ごみ処理実施計画

1 ごみの発生量の見込み

本町の行政区域内から発生するごみの発生量の見込みは、次のとおりとする。

区分		発生見込量	合計
普通ごみ		4, 3 1 2 t	4, 5 6 7 t
中型ごみ		2 5 5 t	
資源ごみ	びん	9 1 t	4 1 0 t
	缶	3 7 t	
	ペットボトル	4 2 t	
	その他プラスチック製容器包装	1 0 t	
	ダンボール	6 7 t	
	紙パック	3 t	
	その他紙製容器包装	1 0 t	
	新聞	6 1 t	
	雑誌	4 2 t	
	金属類	4 7 t	
	使用済食用油	1 t	1 2 t
	使用済小型家電	5 t	
	学校給食残渣	6 t	
合計			4, 9 8 9 t

2 ごみの収集・運搬計画

本町の行政区域内から発生するごみの収集・運搬計画は、次のとおりとする。

区分		収集頻度	収集・運搬方法
普通ごみ		2回/週	・ 雫石町によるごみ集積所からの直接収集（委託収集） ・ 排出者による直接搬入又は滝沢・雫石環境組合の許可業者による収集・運搬
中型ごみ		2～3回/月	
資源ごみ	びん	2～3回/月	
	缶 ^{※2}	2～3回/月	
	ペットボトル	2～3回/月	
	その他プラスチック製容器包装	2～3回/月	
	ダンボール	1回/月	
	紙パック	2～3回/月	
	その他紙製容器包装 ^{※3}	1回/月	
	新聞	1～2回/月	
	雑誌	1～2回/月	
	使用済食用油	随時	・ 雫石町による拠点回収（NPO法人との協定による）

	使用済小型家電	随時	・ 雫石町による拠点回収
	学校給食残渣	随時	・ 雫石町による排出場所からの直接収集（委託収集）

※２ 金属類同時収集

※３ 蛍光灯・乾電池同時収集

３ 収集しないごみ

本町の行政区域内から発生するごみのうち、収集・運搬しないごみは次のとおりとする。

区分	処理方式
粗大ごみ・一時多量ごみ	・ 排出者による直接搬入又は滝沢・雫石環境組合の許可業者による収集・運搬
飼犬・猫等の死骸	・ 排出者による直接搬入
適正処理困難物	・ 専門業者又は購入店への引き取りを依頼
家電リサイクル法対象機器	・ 販売店又は指定引取業者への依頼

４ ごみの中間処理計画及び最終処分計画

本町の行政区域内から発生するごみの中間処理計画及び最終処分計画は、次のとおりとする。

区分			処理見込量	処理見込量合計
中間処理	ごみ焼却施設	排出ごみ	４，５６７ｔ	４，５６７ｔ
	資源化处理	資源化物	３９４ｔ	９０４ｔ
		メタル・スラグ	５１０ｔ	
最終処分	最終処分 (埋立)	焼却残渣 (熔融飛灰)	１８５ｔ	１８７ｔ
		直接埋立	２ｔ	

第3章 生活排水処理実施計画

1 し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み及び収集・運搬計画

本町の行政区域内から発生するし尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み及び収集・運搬計画は、次のとおりとする。

区分	発生見込量	収集・運搬方法
し尿	3,068 kℓ	盛岡地区衛生処理組合の許可業者による収集・運搬
浄化槽汚泥	2,029 kℓ	
合計	5,097 kℓ	

2 し尿・浄化槽汚泥の中間処理計画及び最終処分計画

本町の行政区域内から発生するし尿・浄化槽汚泥の中間処理計画及び最終処分計画は、次のとおりとする。

区分		処理見込量	処理見込量合計
し尿処理	し尿	3,068 kℓ	5,097 kℓ
	浄化槽汚泥	2,029 kℓ	
汚泥再生処理	し尿	3,068 kℓ	5,097 kℓ
	浄化槽汚泥	2,029 kℓ	